

○ 電気通信設備点検業務共通仕様書の制定について（令和4年9月27日 農計第398号 農林水産部長 通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>電気通信設備点検業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 （略）</p> <p>第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 1～25 （略） <u>26 「連絡」とは、監督職員と受注者又は管理技術者の間で、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。</u> 27～41 （略）</p> <p>第1-3条 ～ 第1-5条 （略）</p> <p>第1-6条 管理技術者 1～3 （略）</p> <p>4 受注者が管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。 5～6 （略） <u>7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第1-7条 ～ 第1-20条 （略）</p>	<p>電気通信設備点検業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 （略）</p> <p>第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 1～25 （略） （新設） 26～40 （略）</p> <p>第1-3条 ～ 第1-5条 （略）</p> <p>第1-6条 管理技術者 1～3 （略）</p> <p>4 受注者が管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に<u>書面をもって</u>報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。 5～6 （略） （新設）</p> <p>第1-7条 ～ 第1-20条 （略）</p>

改正後	改正前
<p>第1-21条 臨機の措置 1～2 (略) 3 受注者は、業務の実施中において、施設等に異常が発生し、又は発生が予想される場合は、<u>直ちに</u>監督職員に連絡するものとする。<u>また</u>、復旧作業を行った場合は、<u>速やかに</u>その状況及び措置内容を監督職員に報告するとともに原因調査を行うものとする。 4 (略)</p> <p>第1-22条 ～ 第1-27条 (略)</p> <p>第1-28条 業務の一時中止 1～3 (略)</p> <p>第1-29条 ～ 第1-33条 (略)</p> <p>第1-34条 安全等の確保 1 (略) 2 受注者は、業務の実施に当たり、常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。<u>なお、点検のための作業床が無いなど安全確保が困難な場合は、適切な安全対策の実施について監督職員と協議するものとする。</u> 3～5 (略) 6 受注者は、業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(3) (略) <u>(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。</u> 7～10 (略)</p> <p>第1-35条 ～ 第1-37条 (略)</p> <p>第1-38条 保険加入の義務 <u>1 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u> <u>2 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p>	<p>第1-21条 臨機の措置 1～2 (略) 3 受注者は、業務の実施中において、施設等に異常が発生し、又は発生が予想される場合は、<u>速やかに</u>監督職員に報告するものとする。<u>ただし、緊急を要する場合は、復旧作業を行った後、直ちに</u>その状況及び措置内容を監督職員に報告するとともに原因調査を行うものとする。 4 (略)</p> <p>第1-22条 ～ 第1-27条 (略)</p> <p>第1-28条 業務の一時停止 1～3 (略)</p> <p>第1-29条 ～ 第1-33条 (略)</p> <p>第1-34条 安全等の確保 1 (略) 2 受注者は、業務の実施に当たり、常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。 3～5 (略) 6 受注者は、業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(3) (略) (新設) 7 ～10 (略)</p> <p>第1-35条 ～ 第1-37条 (略)</p> <p>第1-38条 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第1-39条 環境負荷低減への取組 <u>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。</u></p> <p><u>1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u></p> <p><u>2 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u></p> <p><u>3 環境負荷低減に配慮した物品の調達</u></p> <p><u>4 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p>第1-40条 （略）</p> <p>第1-41条 業務の情報共有化 <u>受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和6年8月30日付け農計第350号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。</u></p> <p>第2章 電気通信設備点検 （略）</p> <p>電気通信設備点検業務共通仕様書に係る提出書類参考書式一覧表 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第1-39条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第2章 電気通信設備点検 （略）</p> <p>電気通信設備点検業務共通仕様書に係る提出書類参考書式一覧表 （略）</p>

